

## (仮称) あさひ風力発電事業 環境影響評価手続きの開始について

2021年9月29日

北陸電力株式会社

当社は、本日(9月29日)、環境影響評価法に基づき「(仮称) あさひ風力発電事業 計画段階環境配慮書」(以下、配慮書)を経済産業大臣、富山県知事、朝日町長及び入善町長に送付し、環境影響評価手続きを開始しましたので、お知らせいたします。

また、発電所アセス省令に基づき、明日(9月30日)より、配慮書の縦覧を行います。

当社は、富山県下新川郡朝日町において陸上風力発電事業の開発を検討しており、開発可能性調査を実施しております。(2021年5月28日お知らせ済み)

この度、環境影響評価法に基づき配慮書を送付し、環境影響評価手続きを開始しました。

### 1. 配慮書の縦覧

#### (1) 縦覧の場所

##### 【関係自治体庁舎】

富山県庁、朝日町役場、入善町役場

##### 【当社事業所】

新川支店

#### (2) 縦覧の期間

2021年9月30日(木)～11月1日(月)

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

#### (3) 縦覧の時間

9時～17時

#### (4) 電子縦覧

配慮書は当社ウェブサイトにおいてもご覧いただけます。

掲載URL [http://www.rikuden.co.jp/info/kankyoeikyoku\\_huuryoku.html](http://www.rikuden.co.jp/info/kankyoeikyoku_huuryoku.html)

(2021年9月30日(木)9時～11月1日(月)17時まで閲覧可能です。)

## 2. 意見書の提出

配慮書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にて、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、当社宛にご郵送ください。

### (1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である配慮書の名称
- ・配慮書について環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

### (2) 意見書の提出期限

2021年11月1日（月）まで（当日消印有効）

### (3) 意見書の郵送先

〒930-8686 富山県富山市牛島町15番1号  
北陸電力株式会社 再生可能エネルギー一部 開発推進室 事業企画チーム

## 3. 問い合わせ先

北陸電力株式会社 再生可能エネルギー一部 開発推進室 事業企画チーム  
電話：076-405-3238

（受付時間：月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除きます）

以 上